

招集期日 平成22年9月7日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 9月7日(火曜日)午前 9時29分

閉 会 9月7日(火曜日)午前11時23分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、補正予算1件、請願1件の計3件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第70号の条例を審査し、続いて議案第77号補正予算、請願第1号の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第70号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例

委員長 議案第70号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

消防長 おはようございます。それでは、議案第70号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、大きく分けて2点であります。初めに、第8条の3で燃料電池発電設備関係の改正部分につきましては、現在火災予防条例で火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準で定めている燃料電池発電設備について、固体酸化物型燃料電池設備を加えるものでございます。これは、固体酸化物型燃料電池発電設備の実証研究が進み、商用化へのめどが立ってきたためのものでございます。

次に、第29条の5でございますが、住宅用防災警報機器関係に

つきましては、火災予防条例で定める住宅用防災警報器の免除規定に、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合について、住宅用防災警報器、これは住宅用の火災警報器と同じものでございますが、これらの免除規定が追加されるとともに、関係法令の改正による条文の整備を行うものであります。これにつきましては、共同住宅の一部にグループホーム等の福祉施設が入った場合、その施設用に複合型居住施設用自動火災報知設備が設置された部分については、住宅用防災警報器の設置が免除となるものがございます。

この条例の施行につきましては、燃料電池発電設備関係及び住宅用防災警報器の免除規定関係につきましては平成22年12月1日から、その他の住宅用防災警報器関係の条文の整備部分につきましては公布の日から施行したいものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員　今の説明で第29条、複合型居住施設関係で、入間市内で大体どの程度の件数が該当しているのでしょうか。

予防課長　お答えします。

現在、複合型居住施設につきましては、該当する施設はございません。いわゆる500平方メートル未満の施設はございません。

以上でございます。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第70号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち  
所管のもの

委員長 次に、議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

消防所管のものについて、消防長より説明を求めます。

#### 概要説明

消防長 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）の説明書に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

説明書の32、33ページをお開き願いたいと思います。款9項1消防費、目1常備消防費の補正額1万5,000円の増額につきましては、入間市防火安全協会の設立40周年を記念した事業で、消防本部に連絡車を1台寄贈していただけることになりましたので、消防署の車両配備計画の見直しを行い、更新時期を延長して使用している連絡車を廃車するための手数料が不足することから、事務費の増額をお願いするものでございます。

また、目3消防施設費、大事業、消防施設諸工事費、中小事業、消防施設等改修工事の76万7,000円の増額は、金子地区に設置されている防火水槽、これは27立方メートルの防火水槽でございますが、これにつきまして当該土地所有者から返還の申し入れがあり、解体費用の補正をお願いするものでございます。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了しましたが、各部

所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

#### 概要説明

企画部長 おはようございます。平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）における企画部所管の予算概要についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の補正予算（第2号）説明書の10ページから11ページをお願いいたします。款10項1目1地方特例交付金2,326万5,000円の減額につきましては、国の交付額の決定に伴う措置でございます。

同じく款11項1目1地方交付税11億8,248万5,000円の増額につきましては、主に基準財政収入額に算入される市税収入等が減少したことなどにより、国からの交付決定に伴う措置でございます。

続きまして、12ページから13ページをお願いいたします。款19項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億6,000万円の減額に

つきましては、当初予算において4億円を繰り入れ、6月の補正1号で4,000万円を繰り戻した残額3億6,000万円を全額財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

続きまして、このページの下段から次の14ページから15ページにかけての款20項1目1繰越金3億8,641万2,000円の増額でございますが、平成21年度決算における繰越金の確定に伴い、当初予算計上額の6億円との差額を増額するものでございます。

続きまして、款22項1市債、目7土木債のうち、右側の説明欄でございますが、地方道路等整備事業債の増額と一般公共事業債区画整理事業の減額は、各区画整理事業の事業内容の組み替えに伴う増額でございます。

また、(仮称)藤沢4号公園地下調整池整備事業債の減額は、起債対象事業費の変更に伴うものでございます。

同じく目9教育債2,920万円の増額は、向原中学校大規模改造事業債の起債充当率の変更に伴う措置でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。16ページから17ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち大事業、職員給与費38万7,000円の増額は、勤務効率向上のため、再任用短時間職員の勤務形態の見直しを行ったことにより、雇用保険に加入する再任用職員の対象者がふえたことにより共済費を増額するものでございます。

同じく目2広報広聴費756万円の増額は、今日までに発行した



紙ベースの「広報いるま」をすべて電子化、データベース化して、業務の効率化と市民サービスの向上を図るため、埼玉県緊急雇用創出基金事業として、全額県補助事業により実施するものでございます。

同じく目6 財政調整基金費4億5,000万円の増額は、本補正予算の歳入歳出を精査し、なお留保できる額について積み立てるものでございます。なお、この措置により、先ほど歳入でご説明申し上げました繰入金3億6,000万円の減額と合わせて財政調整基金積立金の残高は14億5,136万7,000円となるものでございます。

次に、40ページから41ページをお願いいたします。款12諸支出費、項2諸費、目1水道事業会計返還金3億円の増額は、水道事業会計からの12億円の借り入れに対する一部返還を、当初予定より1年早めて行いたいための措置でございます。

続きまして、42ページから43ページをお願いいたします。款13項1目1予備費865万8,000円の増額は、歳入歳出額の調整のための措置でございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第2号）の概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

宮岡幸江委員 総括のときにも、うちのほうからお伺いした市民税のことに関してなのですけれども、行政改革長期プランのちょうど中間

期ですよ。今やっている、これから始まる決算のほうなのですが、それを踏まえたり、それからこれからやるわけですけれども、今年度の市民税が結構大幅に減っているということを考えると、平成24年度以降の市税のことをどう考えるかというか反映させるかと、後期のほうの行財政改革プランのほうにどう反映させるかというお答えが、あのとき議場のほうでは、平成24年以降に向けて今内部調整しているのでお答えできませんというご回答だったと思うのです。

それについて、もうちょっと、これ今後の市税収入に関してはとても重要なことだし、市としてどのような方向で、前年平成21年度、22年度と大幅に減っている中で、これから計画を立てる方向に当たっては、もう平成23年、来年度までですから考えていくわけですよ。内部調整している中でどのようなことを、減っていく方向はわかっているのですけれども、それをどういうふうに考えていかれるのかをもうちょっと大まかにというか、内部でやっているの、調整しているのでお答えできませんではなくて、もうちょっと、もう少し何か聞かせていただけませんかというところなのですよ。

財政課長 まず、財政課として、そのご質疑に対する考え方という部分では、まだ内部調整の段階ですので、私どもの考え、財政課としての見方という部分でお答えをさせていただきますと、行革の部分としましては、当然その歳入確保という部分が大きな要素になるかなという部分でございます。あわせて歳出については、経常経

費をどう抑制していくかということになるろうかと思います。内部的な努力というものをまず大前提に、前期においては努力をしてきたというところで、非常に徴収率の関係についても内部努力をしてきまして、景気後退下におきながらも最小限の減少率で抑えてきたという部分があるかと思います。また、歳出については人件費の抑制ですとか、そういったところを中心に進めてきているという経過があると。

後期に向けての考え方というご質疑だと思いますけれども、やはりこれまでの努力を基礎として今後の財政推計を考えたときに、どれほどの目標を立てなければいけないかというのが、まず基礎になるろうかと思います。これほど国政ですとか経済状況が不安定な中で、なかなか将来の財政推計は見込むのが難しい状況にあるかと思いますが、やはり高齢化社会が進む中で、明るい将来を予想する方は余りいらっしやらないのではないかと。どう歳出を抑制していくかというところが、後期に課せられた課題ではないかなと思っております。私どもとしては、経常経費をいかに削減していくか、やはり内部的な努力ではなかなか限界があるのではないかと。それぐらいの厳しい将来予測というものを予想しておりまして、それを後期にどう具体的な計画にしていこうかというのが、今現在詰めているところではないかなと。そういった感じでとらえております。

以上でございます。

宮岡幸江委員 市税収入がふえるという見込みは、ほとんどだれが考えて

も結構薄いという感じですけども、そんな中で例えば今期もだめだった狭山警察跡地、あれも入間の分もありますよね。そういうことも含めて、これからの市税収入も含めてなのですけども、何か今の抑えるだけではなくて、収入の方向的なものをどのように考えているかというか、そちらを伺いたいのですけども。

財政課長 今ご指摘いただいた狭山警察跡地、土地の動きというのがとまっている今経済状況の中で、やはりあれほど大きい敷地を一遍に売却するという事はなかなか難しい状況にはなっている。当然その売却努力というものは続けなければいけないけれども、やはりその中で今後検討しなければいけないのは、例えば売却できなければ普通財産化しての貸与ですとか、定期つきな貸与によつての歳入確保ですとか、そういった部分も必要になってくるのかなというところがございます。

歳入確保という部分では、前期の中でいわゆる広告収入ですとか、財政規模からすれば少額かもしれませんが、毎年経常的に歳入となって入ってくるものの努力というものは引き続き努めなければいけない。そういった点で、後期いかにいろいろな創意工夫が発案されるか、また実行できるかというところが課題になってくるかなと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについて質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了しましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前 9時52分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、議案第77号 入間市一般会計補正予算（第2号）における総務部所管につきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、補正予算（第2号）の説明書10ページから11ページをお開き願いたいと思います。款1市税、項1市民税、目1個人4億7,000万円の減額につきましては、個人所得が大幅に減少したことから、均等割が359万9,000円の減額、所得割が4億6,640万1,000円の減額、合わせまして4億7,000万円の減額を見込みました。

次に、款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税1億3,400万円の減額につきましては、土地、家屋、償却資産別にご説明申し上げます。まず、土地につきましては、当初予算対比1.13パーセント、4,800万円の減額でございますが、予算編成時に土地利用状況の変更による税額の動きを的確に見込むことが困難な面もあ

りますが、課税状況等を見ますと、課税標準額が価格の6分の1に軽減される小規模住宅用地の面積がふえる一方で新たな宅地化が鈍化しており、その結果、課税額が予算額に対して下回る結果となったものが主な要因でございます。

次に、家屋でございますが、当初予算対比0.58パーセント、2,100万円の減額をしましたが、建築確認等の状況に基づき予算編成を行いましたところ、その際に見込んだ新增築分の家屋の評価額に対して実績の数値が低かった結果、家屋に対する課税額が予算に対して下回る結果となったものでございます。

次に、償却資産につきましては、当初予算対比4.98パーセント、6,500万円の減額でございますが、前年度のような大型店舗等の新規課税のない中で、既存の各企業の設備投資が経済状況の低迷によって予想以上に伸びず、新規分の償却資産の申告件数が少なかったことによるものでございます。

次に、款1市税、項7都市計画税、目1都市計画税400万円の減額は、土地につきましては当初予算対比0.37パーセント、300万円の減額、家屋につきましては当初予算対比0.19パーセント、100万円を減額するものですが、減額の要因につきましては、ほぼ固定資産税と同様でございます。

続きまして、補正予算（第2号）説明書の12ページから13ページお聞き願いたいと思います。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金1,956万円の増額は、地方税法の特例規定が4月1日に施行され、県民税の徴収取り扱い費が平成22年度に限り改

正されたこと等によるものでございます。

続きまして、歳出のほうになります。歳出でございますが、補正予算（第2号）説明書の16ページから17ページでございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、説明欄、大事業、文書管理費、中事業、文書管理費119万4,000円の減額は、印刷室に機械捜査員としてパート職員1名の配置を予定しておったわけでございますが、予算計上していたわけでございますが、4月から正規の職員の技能労務職員が配置されたことによりまして、パート職員1名分が不用になったものですので減額させていただくものでございます。

次に、補正予算説明書18ページから19ページお聞き願いたいと思います。款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費につきましては、歳入でご説明申し上げました県民税徴収委託金の増額により、同額を一般財源から特定財源に組み替えるものでございます。

以上が、議案第77号 平成22年度一般会計補正予算（第2号）のうち総務部所管のものの概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

午前 9時59分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第77号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで委員長より申し上げます。請願第1号の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

お諮りいたします。請願第1号の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。



よって、傍聴を許可することに決しました。

さらにお諮りいたします。請願第1号の審査については、執行部の同席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、執行部の同席を求めることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書  
提出に関する請願

委員長 請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求め  
る意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について、紹介議員の安道議員から説明を求めます。

#### 要旨説明

安道議員 きょうはよろしくお願ひいたします。

請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求め  
る意見書提出に関する請願について、紹介議員を代表しまして請

願の趣旨を説明させていただきます。

本請願は、野田にお住まいの入間市在住、原子爆弾被害者の会の原明範さんを代表者に3,224名の署名を添えて提出されたものです。広島、長崎に原爆が投下されてから65年を迎えています。人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器によって地獄の苦しみを体験された被爆者の方々は、現在全国で23万5,000人、埼玉県内でも2,000人を超え、入間市では69人の方々が生活していらっしゃいます。65年が経過し、平均年齢は76歳となり、皆さんはご高齢になっておいでです。

請願代表者の原明範さんは、今回の請願採択に向け、3歳で被爆した体験を手紙につづり、私たちに伝えてくださいました。皆さんのところにも届いていることと思います。文面からですが、原爆投下の日、散髪に出かけ、床屋さんに呼ばれてお店の中に入ると、間もなく閃光が炸裂し、瓦れきの下敷きになり、原さんご兄弟は一命をとりとめたそうです。一緒に遊んでいた中森君兄弟は外にいたために、閃光を直接全身に浴びてしまったこと、床屋のご主人は十数年後、白血病で亡くなってしまったこと、原さんご自身も45歳のときに直腸がんを患い、闘病生活を送っていることなど、想像を絶する体験をされたことは文面からも伝わってまいります。65年たった今日に至っても、被爆者の方々は体と心の被害に苦しみ、お子さんやお孫さんの世代への放射能の影響を恐れながら生活しています。被爆者の方々は、核兵器は人類と共存できない、このことを肌で知っていらっしゃいます。自分たちと

同じ苦しみを味わうことがあってはならないとの思いで、再び被爆者をつくらない、核戦争を起こしてはならない、核兵器をなくせと訴えて、被爆の実相を語りながら核兵器廃絶の運動を進めていらっしゃいます。

昨年4月、アメリカのオバマ大統領が核兵器を使ったことのある唯一の核兵器保有国として、核兵器をなくす道義的責任があるとして核兵器のない世界を目指すことを宣言して以来、世界の核軍縮、核廃絶の機運が大きく広がっています。今こそ日本は世界で唯一の被爆国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきときです。そのために、非核三原則を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダーとして明確な意思を示す必要があります。

このような社会状況を受け、被爆者の方々は政府及び国会に非核三原則の法制化を求めるということで、今回の請願を提出されました。この間、核兵器廃絶に向け、世界は大きく動き出しています。ことし5月に行われた核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議において、全会一致で採択された最終文書には、核兵器廃絶を求めるすべての締約国の意向を尊重すること、市民社会の声に耳を傾けること、大多数の締約国が期限を区切った核兵器廃絶の取り組みに賛成したこと、核兵器禁止条約を含め新たな法的枠組みの必要なことが盛り込まれ、核廃絶のための工程表の策定を行うことが確認されました。

65年目の広島市平和記念式典には、今回初めて国連の事務総長

が参列しました。また、70カ国以上の政府代表、核保有国として今回初めてアメリカ大使や、イギリス、フランスの代表も参列しました。平和宣言で秋葉市長は、「今こそ日本政府の出番です。核兵器廃絶に向けて先頭に立つために、まず非核三原則の法制化を」と政府に求めています。長崎市の田上市長も同じように、非核三原則の法制化を日本政府に強く求めています。

二度と同じ過ちを繰り返してはならないとの核兵器廃絶を願う思いは、入間市民にとっても同じです。今回の署名は、観測史上初めてとされる猛暑の中で取り組まれ、困難さを伴ったことと思います。1カ月足らずの取り組みにもかかわらず、3,224筆の署名が集められました。この署名には、核兵器廃絶と平和を願う入間市民の願いが込められています。平成7年8月15日に発表された入間市平和都市宣言には、「世界唯一の被爆国である我が国は、再び、戦争という過ちを繰り返さないことを決意し、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません」と、入間市として宣言しています。この内容も、今回の請願の趣旨と一致するものです。

唯一の被爆国である日本には、核兵器のない世界の主導的役割を果たす道義的責任があるとして、被爆者の方々を初め平和を願う多くの市民は、本請願で非核三原則の法制化を政府に求めています。次の世代に核兵器のない世界を渡したいとの強い願いから提出されたものです。埼玉県内では、既に鴻巣市、八潮市、吉川市、鳩山町、皆野町、宮代町などで意見書が採択されています。9月議会にも多くの自治体に、この趣旨の内容が提出されている

ようです。本請願の趣旨をご理解の上、採択していただきますようお願いしまして、紹介議員の説明とさせていただきます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

小島委員 今、紹介議員のほうから説明はいただきました。まず、今回請願の目的である法制化の効果をどのようにとらえていらっしゃるか、お答えいただければと思いますが。

安道議員 今、話をしたように、世界は大きく核兵器廃絶へと流れが進んでいる、そういう流れにあります。今までこの非核三原則は国是として、日本でもずっと遵守されてきたということですが、これをさらに法制化するということが世界に発信していったならば、より積極的に、この「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」というふうなことを法制化しているような国は今ないわけですから、これを世界に発信していくということは、唯一の被爆国日本こそが、そのまず先陣を切って世界へ示していく、この役割があるのではないかと。アメリカ政府は、オバマ大統領は、核兵器を保有する唯一の核兵器を使った国として、核兵器をなくしていく道義的責任があるのだということを明確に世界に示しました。同じように、唯一の被爆国である日本が、まずこの「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」、この基本原則を世界に示していくということは、この世界の核兵器をなくしていこうという運動に大きなはずみをつけることになる、そういうふうに思いま

す。

この間、多くの市民団体の皆さん、平和団体の皆さんが、長年にわたってこうした運動を進めてきているわけです。また、自治体でも広島、長崎の市長が中心となって、平和市長会議というものがつくられています。これは、広島、長崎の市長が提唱して、国内ではなくて世界にも発信しているのです。2009年5月1日現在で134カ国、そして地域では2,870都市が参加をしています。これは2009年ですから、ちょっと古いですがけれども、もっと今はふえていますと思います。2010年までには核兵器禁止条約を発効させようと。そして、2020年までにすべての核兵器の解体を目指すというふうなことで世界に発信しているのですけれども、今全国、国内では786の市がありますけれども、このうち522市が加盟すると。国内では66.4パーセントの自治体が、この広島、長崎の市長の呼びかけに賛同しています。埼玉県内では、40市のうち27市が、この呼びかけに賛同して加盟しているわけなのです。こうした世界に大きく、広島、長崎の市長がまず呼びかけて、この核兵器廃絶に向けて大きく運動を進めています。

また、今回のNPT再検討会議でも核兵器をなくしていこうということで、世界の国々が一緒になって合意を進めた。先ほどの私の中でもお話ししましたがけれども、大きく進められています。また、世界ではそういうふうに運動が大きく進んでいる中、唯一の被爆国日本がまずこの非核三原則を法制化して世界に示すということは、こうした機運、運動にさらに大きく寄与していくこと

になるだろうと。そういった意味合いで、この請願を提出されたものと思います。

以上です。

堤委員　今の紹介議員のお話ですけれども、世界に唯一の被爆国として、二度と核を使わない、そういう情報を発信するという、こういうお話でしたけれども、そもそもこの非核三原則が国是として定着してきたのは、国会決議があって、日本の基本的な方針というか考え方というものが示されているわけですが、この国是を今世界に発信しているわけですね。それを、なおかつまた法律化をしてやらないと、日本の意思というものが発信できないというふうに聞こえたのですけれども、それでよろしいのですか。

安道議員　歴代の首相は、これを国是としますというふうなことで、いかなる政府においてもこれを守っていかなければならないと、これまで政府は示してきたわけですが、衆議院、参議院で決議が行われているというふうなことで、国是としますということですが、法制化はされていないわけなのです。ですから、これをきちんと法制化していくというふうなことは揺るぎないものになるわけで、むしろこれまで法制化されてきていなかったというふうなことについて、一步これを日本の国として前進させていくということを示すことになるのではないのでしょうかと私は考えています。

堤委員　長い間の日本国民の、ある意味では共通認識にあると思うのです。そういった日本が非核三原則を宣言をして、それが国際的に

ある程度認知され、いろんな動きの中で、今現在核の軍縮、核を拡散させないという、そういう条約の批准というものに大きく動いている、その現実を見たときに、相当日本のこの非核三原則の国是というのは国際的にも大きな影響を与えているという認識も一部にありますけれども、それと法制化との関係について、もう一度お願いできますか。

安道議員 先ほども話したとおり、これは国会決議であったわけなのです。歴代の首相が、これを国是とすると表明はしてきましたけれども、法制化はされていないということですから、国、政府を縛ることにはならないわけですよ。これを法制化していくというふうなことは、世界に対して、日本という国はこれをきちんと守っていくのですというふうなことを示すことになるのだと思います。日本の政府、国として、この姿勢を貫いていきますということを世界に発信していくのだと思うのです。そのことをきちんと示していくべきではないのかというふうなことで、今回提出されているのだと思います。

堤委員 今回の請願が提出というお話を伺ったときに、いろんな情報、また我々の政党でも基本的な考え方、あらゆる情報を集めました。その中で、どうしても法制化というその内容について、的確に資料が手に入らなかったのです、結果論として。非常に判断としては、大変苦しみました。具体的に法制化となると、幾つかの条文がそこに必要になってくるわけですが、例えばどういう文言の法制化というものが考えられるのですか。



安道議員 私は、そこまでのところは今、この請願の趣旨からしますと、内容についてまでは示されていませんから、非核三原則をきちんとこれ法制化してくださいと。基本的には「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」、これが基本原則となったものになってくるのではないのでしょうか。私は、それ以上踏み込んだことは、今語ることはできません。

堤委員 そうすると、ちょっと無責任かなという感じがするのですけれども、例えば法制化ということは規制ですよ。当然その規制されたものに対して違反行為があった場合には、それをしっかりと補完しなければいけません、その法律に基づいて。例えば、領空を侵犯するとか、他国の軍隻が日本の領海を侵犯するとか、そういったこともあるわけです。そういったときに、例えば3項目目の「持ち込ませず」という、その内容については、当然船舶であれば臨検しなければいけない。航空機であれば、そういったものを搭載しているかどうかという確認事項というのは当然必要になってきます。例えば、そういった新たな仕事に対して、恐らく今の現有の例えば防衛省にしても、いろんな関係機関が、果たしてそういった内容の仕事が現体制で可能かどうかという、そういう問題も当然付随して出てくるのではないのでしょうか。どういう規制をしようとしているかわかりませんが。

安道議員 その辺の具体的なことというのは、この法制化でされていくと思いますけれども、私は現在の日本の国のあり方として、こうしたことが具体的に進められていくということについては、今の法

の中で何ら問題はないのではないかというふうに私思いますけれども。

堤委員　私が聞きたい話がちょっと見えてこないで、次の質疑がちょっと困っているのですけれども、例えば今核拡散防止条約とか、いろんな核を使ってはいけないと。また、仮に核を使用するような、そういう動きについては、国際的にしっかりとしたルールをつくっていこうという、そういう今動きにもなっていますよね。そうすると、例えば国際間でそういう取り決めがされていけば、あえて国内法である法制化というのは、当然その国際ルールの中でしっかりとした条項が盛り込まれれば、私は国内の法制化以上の規制力というのは出てくると思うのです。

一番今問題なのは、国際テロです。これだけもう2万発以上核兵器が保有国の中に存在していて、非常に今管理の問題が大変な状況なのです。それをいかに国際テロリストの手に渡さないかというのが、今一番の大きな問題になっていると思うのです。そういう意味では、やはり国際法のしっかりとしたルールづくりを私どもは進めていますし、それこそ国内の法制化を補完して十分足り得るものではないのかなという。

今の基本的な考え方は、だれしも核兵器を使おうなんていう国は今、一部の国を除いてほとんどないと言っても言い過ぎではないと思うのです。やむなくといったときに、有事のときにどうそれが処理をされるのかというのは、非常に危険な状況であることは間違いないわけですけれども、今国際環境の中で、そういう緊

張感というのではないでしょうし、東アジアの一部にはそういう懸念がありますけれども、それだって今の国際的な平和を希求する感覚の中では、そんなに重要な課題ではないと。むしろ国際社会の中で核を使わないという、その共通認識をいかにつくっていくかという。

先ほど法制化をしないと日本のイニシアチブをとることが難しいというお話がありましたけれども、私は今の国是で十分その役割は果たしていると思いますし、私どもも幾つか核廃絶に向かつての具体的な今提案もしております。そういう中で、例えば日本の政府が、国会だけではなくて政府自体が非核三原則をしっかりと宣言するというのも一つの方法ですし、法制化を仮にされた場合のその後の問題点というのをしっかりとクリアをさせていかないと、初めに法制化ありきというのもちょっとどうなのかなという。いろんなデータを総合的に見る限りは、現時点ではそういう判断をせざるを得ないかなという、そんな気持ちが強くしていますので、もうちょっと具体的な法制化への話が聞けるかなと思っていたのですけれども。

以上です。

塩屋委員 請願書の請願趣旨の一番最後、「非核三原則の法制化」、表現ありますね。それで、私は戦争反対ですし、原爆はもう使わないようにすべきだという単純な考え方を持っております。この非核三原則ということについても、ある意味では単純に、確かにそうだと思います。ただ、注意しなければいけないのは、今堤委員

の話にもありましたけれども、この言葉が、「非核三原則」という5文字の言葉が、表現の仕方とかによって、えらい幅のあるものに、場合によっては自分が意図しているものと違うものになる可能性もあるわけなので、そういった意味で、今堤委員が言ったように、何かちょっと具体的な法制化の内容、こんなふうに、国に希望しているのはこういう表現だよとか、そういった資料が事前にもらえればよかったなと思いました。

それはなぜかという、1949年ですか、ビキニでの被爆ありますね、福竜丸。それで、それ以降、その翌年ですか、1950年に原水禁の運動が、原水協ができて、それをきっかけに。それで今、それからもう60年たっているわけです。

それでお伺いするのですが、こういった非核三原則の法制化をと言って、ぴんと私たちが理解できなければいけないほどに内容が、下地があるのかどうかをまず説明者に聞きたいのです。ということは、1950年に始まった原水協の運動もいろんな歩みがあって、複雑に来ているわけです。この辺との絡みで、まず原水禁の運動というのは、現状ではどんなふうに、例えばこういった非核三原則を、そういった運動をする人たちが、皆さんがそうだそうだというふうな状況になっているのかどうかをまず伺いたいと思うのですが。

安道議員 申しわけないです。質疑の内容がよく、私理解不足で申しわけありません。どういったことを、質疑の趣旨をもう一度お願いしたいのですが。

塩屋委員 先ほどから、平和を皆さんが望んでいるよというようなことの説明はいろいろありました。もちろん被爆者の方も率先してそういったことに関心を持ち、みずから経験をしているわけですから、人一倍そういったことについて強く思われていると思います。そういった中で、1950年に原水協ができた。それ以降の運動が、いろんな経過を経ていきますよね、複雑な。それらも経る中で。

安道議員 わからない。

塩屋委員 わかりません、意味は。では、もうちょっと具体的に言います。

平和を願う、原爆をやめようとかというのは、これはだれでも単純に言えば、簡単になるほどそうだと思うと思うのです。それがあある意味で非核三原則の法制化という場合の、この非核三原則ということに通じると思うのです。当たり前を考えればそうであって、ところが実際には、内容によっては幅があることがあり得ますよと。それが、一番の1950年からの原水協の原水禁運動です。その経た経過を見ながら考えなければいけないなというふう

に。

安道議員 わからない。

塩屋委員 わかりませんか。

安道議員 いずれにしましても、質疑の趣旨よくわからないのですけれども、私なりに答えられる範囲で答えたいと思います。

塩屋委員 結構です。委員長。

委員長 はい。

塩屋委員 質疑の意味わからないというのなら、別の角度から言います。

戦後の1950年からの平和の運動が。

安道議員 請願に関係ある話でしょうか。請願のこの内容の中に、そういった文言はありますでしょうか。

塩屋委員 委員長ね。

委員長 はい。

塩屋委員 堤委員からも指摘あったように、非核三原則の法制化という内容がちょっとわかりにくいよという、わかりにくいというか、わからないという問題もあったわけです。そういう関連で言えば、そうだな、私たちが平和とかいったときに、AさんとBさんが書いている平和の中身、あるいは具体的にどうそれを運用するか、法制化するかというのは違うかしのけないわけです。そういった意味で、きちっとそれを具体化していかないといけないわけなのです。

それでお聞きしたいのですけれども、その平和とかという問題、あるいは原水爆の反対という運動が、今どういう状況になっているか。共産党の議員である安道議員は当然ご承知されているのではないかと思って、教えていただきたいなと思ったのです。

委員長 安道議員に申し上げます。そういう運動について、簡単に答弁してください。

安道議員 この請願者の方々の思いを伝えるのが、紹介議員としての私の今回の役割かと思えます。ですから、やっぱり被爆されて、自分たちの代でこの被爆はもう二度と繰り返してはならないのだという思いで今回提出されているわけなのです。二度と再び同じこと

を繰り返してはならない。唯一被爆した自分たちは、それを伝えていく役割があるのだと。そのことを強く思われて、今回一生懸命代表として取り組まれました原さんは、皆さんのところにもお手紙でそのことを訴えていたのだと思うのです。

本当ならば、年齢的にも皆さん大変でいらっしゃるわけです。しかし、自分たちには伝えていかなければならない使命があるのだと。元気なうちに、これを何とかしていきたい。こんな思いで、皆さん今回この請願を提出されているわけですから、その部分をぜひ酌み取っていただきたいというふうに私は強く思います。

平和運動ですけれども、今回やはり国連でも多くの市民の平和団体、平和の草の根の取り組みを大きく今回は国連では評価しています。世界各国、日本だけではなくて、先ほどもありましたビキニ環礁での多くの地域の方々のそういう思い、あるいはロシアなどでも核実験による、そういうふうな、今自然が壊されて使われないで封鎖されているような地域も現にあるわけです。あらゆる地域、世界の人たちが、いろんなところで平和の運動を進めてきている。それが今回のNPT再検討会議では集約されたのだと。そういう思いを、今回国連の事務総長はあいさつの中でも語っていらっしゃいます。

ですから、一人一人平和を願う多くの世界の皆さんの運動が、今回一步前進させていっているのだというふうなことを、むしろ評価すべきではないのでしょうか。そして、その運動を大きく前進させる、勇気づけていくためにも、この非核三原則を法制化し

て、日本の政府として世界へ示していくというふうな役割は本当に大きいのではないかと。そういうふうな視点に立って、今回提出されているわけなのです。

ちよつとこの国連の事務総長のあいさつの一部分ですけれども、紹介させていただきたいのですけれども。

塩屋委員 委員長、よろしいですか。ちよつと長くなってしまうので。

委員長 そうですね。

塩屋委員 私のほうからもう一回お伺いします。

今、草の根という言葉があったのですが、これまでなぜこういう平和、あるいは非核の問題が今日に至ってもまだまだまとまり切れていない、世界の趨勢になっていないというのはなぜかというのと、まさに草の根との関連なのです。1950年ごろに最初に原水協の運動ができたときは、山口県で市民運動としてスタートしているのです。それが積み重ねてきてスタートを切っているわけです。当時の、その団体の中心的役割をずっと長い間担っていた安部一成さんという方の、結成当時からつい最近に至るまでの一つの運動論というのを、私も今回インターネットで目を通してきたのですが、やはりその中でも草の根にならなかったということを言っているのです。

その草の根にならなかった理由は、いわゆる中央の組織にやっぱり左右されて、自主的な運動に対する判断を持ち得なくなったのが1つの壁になったということを言っているわけです。実際原水協運動は、2度ほど大きな経過点をたどって分裂したりやって、



それで原水爆、原爆反対という人たちですら、まだいまだに統一、協調できていない状態が現在も続いているわけ。それはなぜかという、この間に政党なりイデオロギーなりを前面に打ち出して人に押しつけてきた。そのために、そのイデオロギー的に立場が近い国なりが一定の行為をしたときは、それまでと違う判断をするというのがやっぱり原水協の、原水禁運動のこの間の経過の事実なわけです、事実。

それですから、今お聞きしているように、非核三原則ということの、言葉はきれいだけれども、果たしてそれが私の考えているものと、一人一人皆さんが考えているものと一致したときに、初めてこれを目指すべきだというふうに思うのです。そういったことを強く感じるのですが、説明者としては、紹介議員はどういうふうにお考えなのかということです。

委員長 簡単に教えてください。

安道議員 今回提出された請願は、入間市内に住んでいらっしゃる被爆者の方々の呼びかけによって出された請願です。今、塩屋委員がいろいろとうとうとお話しされたような団体から提出されたものではないのです。この呼びかけに賛同して、今回3,224名の市民の皆さんが同じ思いになって署名をしてくださったわけなのです。私も現に署名回っていったわけですがけれども、党派とか何々派とか、そんなことの垣根はなかったですね、私自身も回って思いましたけれども。現にお願いしていったときに、私の実は母親も、このしらさぎ会のメンバーですよ。入間市内には住んでい

ない、ほかの自治体だけれども、しらさぎ会の一人なのですと。おっしゃるように、もう高齢になっているのですよね。だから、うちの母もかつては小学校に行って語り部をして一生懸命伝えたいけれども、今高齢になっているから、本当にこれ何とかしなくては行けないと私も思っていますよというので、そのときご家族の方がいらして、皆さん署名に協力してくださいました。みんなそういう思いなのです。その方は、決して私と同じような、政治的には、そういう立場の方ではないのですよ、多くの方。

だから、さっきも言いましたけれども、入間市の平和宣言の中にもきちんとうたわれているのではないですか。もう一度読ませていただきます。「世界唯一の被爆国である我が国は、再び、戦争という過ちを繰り返さないことを決意し、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません」。この決議は、塩屋委員もいらっしゃる中で、きっとされたことと思います。全く今回提出されているこの内容と、この入間市の平和都市宣言の趣旨も乖離するものではない。むしろ同じ根っこにあるものではないのでしょうか。こうした思いから、今回この非核三原則を法制化していただきたいという、この請願が提出されているわけですから、この内容をしっかりと酌み取っていただきたい、そのように私は思います。そのことを、もう一度繰り返しになりますけれども、お願いしたいと思います。

そして、潘基文国連の事務総長も、「日本の国のこういう平和を一生懸命願って運動してきた皆さん、そして被爆者の方々が一

生懸命各被爆した体験を語って、あちこちで訴えてきた、そのことが大きな力になっています」というふうなことを語っていらっしゃいます。それを、やはり唯一の被爆国である日本から世界へと発信していくというふうなことは、世界のこの平和の運動への大きなはずみになるのだろうと。そういうふうな役割が日本にはあるのではないですかというふうなこと。そういった趣旨で出されているのだと思います。

宮岡幸江委員 この非核三原則、「持たず、作らず、持ち込ませず」ということを国是としていることは、国民だれもがもう本当に思っていることですがけれども、この「持ち込ませず」ということに関しては、過去の総理大臣のほうで密約ということがわかったときに、国民、日本国中がちょっと沸いたことがありましたよね。それに関して、そのときにこの法律があったならば、そういうことはなかったとお考えでしょうか。

安道議員 今、核の密約がというふうな、「持ち込ませず」の部分であったのではないかということで、これはことしの3月9日の、外務省は日米間でこうしたことがあったというふうな公表をされました。そういうふうな中で、ではこれが法制化されていたならば、こうした事態は起こらなかったのではないかというふうな、どう思うかというふうなことですがけれども、これがきちんと法制化されていったならば、こういった問題についても、国としてこれを守っていきますというふうなことですから、こうした問題は生じなくなるだろうということは想定されると思いますけれども、当

然のこととして。

齋藤委員 今回の安道議員がおっしゃっている、日本は非核三原則、国是としてこれを堅持していく、私もそれはもう国として決めていくことですから、大いに賛成なのですが、ちょっとわからないところが、法制化をしていくという、それがきょうの論点ですよ。その法制化をしていくというのに、どういう文章をもって法制化をしていく、ちょっと難しいかもしれないのですけれども、まあいいです。わからなければ別にいいのですけれども、ただこれ法制化したときに、国内法ですよ。国内法が、他国に対してのそういう文化や何かに、そういうなじむといたらおかしいのですが、果たしてそういったことが通用するかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思っていたので、それ1点だけ。

安道議員 これは世界へ強制することではなくて、日本の国としてこれをきちんと守っていきますということを世界に示すというふうなことになるわけですから、そういう役割があるのだということで、世界に対して何か強制するということにはなりません。日本の国として、これをきちんと守っていきますと宣言して示すことになるのだということだと思います。

齋藤委員 もう一回申しわけないのですけれども、言ってみればこれ法制化するということは、国内法、国内として決めていく問題なのです。ということは、そこまで、私はそういうことが、やはりもっと慎重に、法制化するわけですから、やっぱり物事慎重に考えていったほうがいいのではないかなと。ちょっとそんなような

発想で、今疑問を呈したわけなのですから。いや、別に何でもなければ、それでいいのですよと。ただ、法制化の文章がどういうふうになるのかもちょっとわからないものですから。

安道議員 その文章については、ちょっと想定しかねます。ですから、基本の原則としては、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」、これが基本原則になったものになるのではないのでしょうか。それしか答えられません。済みません。

齋藤委員 それは国是として、もう決められていますよね、日本として。違いますか。

安道議員 だから、これまでは国会決議として示されてきたということですから、それを法制化させていくというふうなことで、先ほど皆さんがおっしゃっていただいているように、平和を希求する思いはどなたも皆一緒だということであるならば、むしろ法制化させていくという、より明確にしていく、皆さんの思いと決して離れるものではない、むしろ一致するものではないのでしょうか。私は今回、今皆さんのお話をお聞きしまして、そのことを強く感じました。

堤委員 ちょっと最後に、日本の平和憲法が制定されて63年たちますよね。ちょうど3年前ですか、新たな要するに当時の国際環境とか日本の立場とか、もう63年もたっているので、相当大きな変化がされているわけです。ここで憲法の改正の手続を定めた法律が制定をされました。それに基づきまして、衆参に憲法審査会というものが設置をされて、例えば63年たった新しい国際環境の中で、

日本の平和憲法の位置づけ、またその中には当然第9条の問題もあるわけですが、いろいろな立場があって、護憲、改憲、加憲とか、憲法をめぐるいろいろな角度からの論議がこれから期待をされていくわけですが、その議論を通して新しいやはり日本の姿、形、また国際的に日本がどう貢献していくかという、そういったものも含めて模索をしていくという、そういう今動きがあるわけですが、特にこの第9条の平和の問題につきましては、武力で紛争の解決をしないという非常にすばらしい考え方が提議されておるわけですが、これらの憲法審査会の議論を通して国民的な議論の広がりの中で、むしろこの法制化の持つ意味、そういったものをしっかりと論議した中で考えていくべきなのではないのかなと。

当然法制化したことによって、さまざまな波紋がありますよ、いい面、悪い面。いい面だけを見て、ではやろうということになると、それはちょっと危険過ぎるかな。当然法制化したことによる影響、そういったものも十分考えた上でやっていかなければいけないという基本的な認識あるわけですが、そういった国民的な世論の中で、しっかりとした方向性をやっぱり模索していくべきなのかなという、そういう非常に重要な内容ですので、当然そういった議論の盛り上がりの中には、具体的にこういう条項、また考え方、また諸外国に対する影響、そういったものも総合的にやはり判断して、法制化すべきかどうかということ、私は国民的な議論の中で考えていくべきなのかなという、そんな感じが

しますけれども、その憲法審査会にゆだねるということについてはどうお考えでしょうか。

安道議員 ちょっと私は、それには答えかねます。といいますのも、そう  
いったこともありましたけれども、今政権も交代いたしました。  
憲法第9条、これは二度と再び日本は戦争しないのだと世界に約  
束をしています。武器も一切持たないのだと、戦力も保持しない  
と、このことを世界に約束しています。

その憲法について、憲法第9条については多くの国民、何回も  
世論調査されていますけれども、この憲法第9条を守っていこう  
というふうなことについては、7割から8割の国民がいつもこれ  
を支持しているわけです。ですから、やはりさきの戦争の惨禍の  
反省に立って、この憲法がつくられたと。その基本姿勢、路線に  
ついて、日本国民はやっぱりこれをきちんと堅持していかなくて  
はいけないという基本的なスタンスがあるのではないでしょ  
うか。

そして、この核兵器についても、やはり唯一の被爆国として、  
核を二度と持たず、作らず、持ち込ませず、この原則だけは破ら  
ずに、この基本路線を守っていきましょうということは、日本の  
国としてきちんと世界に示していく、こうした役割があり、そう  
したことを示していくということは重要ではないかと。この憲法  
と同じようにですね。そういった基本姿勢というものは示してい  
くべきではないかというふうなことで、示されているのだと思  
います。

ちょっと回答になっているかどうかわからないのですけれども、日本はやっぱりそのことを世界へと示していく、そうした役割があるのだというふうな意味合いで、このことが出されているのだと思いますので、ぜひ皆さんそうした趣旨、今回原さん代表で3,224筆の署名が添えられて提出しています。多くの平和を願う入間市民の思いにぜひこたえていただきたいと思います。お願いします。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、ここで質疑を終結いたします。

ここで、紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長 次に、執行部に対し、参考意見の聴取を行います。

質疑がございましたらお願いします。ありませんか。

駒井委員 今、非核三原則が国是として、日本の国では国会で議決してあるというふうな状況で、だれもが平和を愛する国民であるということは、国会でそういうふうな形が出てきているわけですが、例えばもしここで宣言と法制化の違いですか、それは執行部ではどのように考え、違うか。その違いというのは、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思うのですけれども。

広報広聴課長 国是についてですけれども、国が取り決めたものというふうな形では認識しているのですけれども、その程度でございます。

私どもとしますと、平和行政についてということで、入間市の



ことを一部お話しさせていただいてもよろしければ、お話しさせていただきますかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

広報広聴課長 まず、入間市の平和行政への取り組みということになりますけれども、先ほど紹介議員の安道議員さんからもお話がありました。入間市では平成7年8月15日に入間市平和都市宣言の制定を行ってきました。その中で、具体的に平和都市記念式典への市民の派遣とか、被爆者体験による講演会等を、私ども平和事業の一環として取り組んでおるところです。また、主な事業といたしますと、平和バスツアーとか平和ポスターコンクール等といったこととなります。特に戦後60年以上が経過し、戦争の記憶の風化、また戦争体験・被爆者等の方々の高齢化がますます進む中で、子供たちを中心とした次世代への継承事業に重点を置いて、平和事業を今入間市として取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

駒井委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

小島委員 　ただいま議題に供されている請願第1号　政府および国会に  
「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願に対して、保守系クラブを代表して反対の討論を申し上げさせていただきます。

　我が国が、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則を堅持することについては、これまで歴代の内閣により累次にわたり明確に表明され、政府としても今後もこれを堅持していくものと理解をいたしている所存でございます。また、三原則のうち「持ち込ませず」について言及するならば、国政レベルにおいてもさまざまな解釈の違いが存在しており、それゆえに法制化の話が出ている状況であるものと認識をいたすところであります。しかしながら、この非核三原則に関しては、これまで幾度となく国会決議をされ、内外にも周知されており、いわゆる国是として広く国民の支持を得た方針でもあり、基本的には今後も維持されるものであると認識いたしているものであります。

　また、当入間市における平和行政に目を転じると、平成7年8月15日に平和都市宣言を発信し、今日までの間、さまざまな事業展開を通じて広く市民に平和のとうとさを訴え続けているものだと思っております。世界で唯一の被爆国である我が国は、再び戦争という過ちを繰り返すことのないよう、まずは身近なところから取り組むことが、地方における平和行政の推進ではないかと思ひ、このように確信をいたし、あわせて世界の恒久平和を願うものであります。

以上のことから、請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願に対しては反対するものであります。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

吉澤委員 請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願に対し、賛成の討論を行います。

この請願は、市内在住、原明範氏ほか3,224名の署名とともに市議会に提出されました。請願の内容は、広島、長崎に投下された原爆によって地獄の体験をした被爆者の立場から、核兵器を落とされた唯一の国である日本が核兵器廃絶の主導的役割を果たすために、非核三原則の法制化を強く求めているもので、入間市議会として政府と国会に非核三原則の法制化を求める意見書を提出するよう要望しています。

非核三原則とは、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という原則で、1967年に沖縄返還問題に関連して、当時の佐藤栄作内閣が国会で表明し、1971年には国会決議も採択され、歴代の政府も国是として認めてきたものです。しかし、核兵器を積載したアメリカの軍艦、航空機の日本への自由な出入りを認めた日米核密約の存在が明らかになっており、政府閣僚から核抑止力論発言が出るなど、非核三原則が形骸化されているのが実態です。

世界を見ると、日本に原爆を投下したアメリカのオバマ大統領が核兵器のない世界を追求することを表明し、ことし5月に行わ

れた核不拡散条約再検討会議では、核兵器の完全廃絶に向けた具体的措置を含む核軍備撤廃に関する行動計画に取り組むとした最終文書が全会一致で採択されました。世界は今、核兵器廃絶に向けて大きく動き出しています。そして、こうした核兵器廃絶の世論と運動をつくり出したのは、世界で唯一原爆を投下された広島、長崎の余りに残酷な被害の実態と、被爆者やその関係者などがみずからの悲惨な体験を語り、核廃絶を訴えてきたからです。

ことしの8月で、原爆投下から65年を迎えました。原爆は広島、長崎を焼き尽くし、20万人もの命を奪いました。そして現在、全国で23万5,000人、入間市には69名の被爆者が生活しています。被爆者の方は、65年たった今もさまざまな病気を発症し、苦しめられています。こうした悲劇を二度と繰り返してはなりません。

ことし、広島の記念式典には、国連事務総長が国連のトップとして初参加し、アメリカのルース駐日大使、フランスとイギリスの臨時代理大使など、核保有国政府の代表も初めて参加しました。国連事務総長はあいさつで、「核兵器廃絶を被爆者の方々が生きている間に実現しよう」と呼びかけました。広島、長崎両市の記念式典では、広島市長も長崎市長も国に非核三原則の法制化を求めました。被爆者や関係者のこうした願いを受けとめ、被爆国である日本は核の傘下から離脱し、核のない日本を名実ともに実行するために、非核三原則の法制化に着手すべきです。

入間市議会として、政府・国会に非核三原則の法制化を求める意見書を提出し、国に法制化を強く求め、実現させる必要がある

と考え、請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願に賛成します。

以上で賛成討論とします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

委員長 起立少数であります。

よって、請願第1号 政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出に関する請願は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 閉会の宣告（午前11時23分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、

会議を閉じます。

これをもって総務常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎